

札幌市北3条広場条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市北3条広場条例の一部を改正する条例

札幌市北3条広場条例(平成25年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表中「412,800円」を「425,700円」に、「516,000円」を「541,800円」に、「206,400円」を「212,900円」に、「258,000円」を「270,900円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

北3条広場の使用料を適正な額に改定するため、本案を提出する。